

静岡市食の安心・安全アクションプラン平成27年度から平成29年度(原案)

I 食の安心の提供のための施策

体系	事業名	事業の概要	目標値(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	担当課	
I-1 食の安全に関する情報の提供、公開を推進します	(1) 生産・流通から消費に至る食の安全に関する情報の収集に努め、提供、公開を推進します	市内の食品衛生法違反措置状況について報道関係者への情報提供やホームページへの掲載	市内の食中毒や違反措置状況をホームページに掲載することにより、市民に注意喚起をします。	12回			食品衛生課	
		事業者、消費者に対し食品や飲食危害に関する情報を提供	食品事業者に対しては、主に食品衛生協会を通じて、消費者に対しては各種メディアやホームページ、パンフレットを通じて情報を提供し、広い啓発広報を行います。	300冊			食品衛生課	
		食品表示に関するパンフレットの配布等、情報の提供(名称変更)	・消費者グループ、消費生活モニター等へ食品表示に関するパンフレットを配布します。 ・JAS法等の食品表示に関する資料や新聞記事を収集・整理します。 ・JAS法等の表示に関する資料や新聞記事を収集・整理します。 ・食の安全に関する新聞記事の収集・整理します。	モニター研修等を通して市食品表示に関するパンフレット配布		継続		消費生活センター
		特集コーナーを利用した関連図書展示による知識の普及	関連図書の展示を行い、「食の安全」に関する知識を身につけてもらいます。	12回		継続		中央図書館
		図書館における「食の安全」に関する資料の収集・提供	「食の安全」関連図書を収集し、提供します。	300冊		継続		中央図書館
		食の安全・安心ホームページ「たべしずねっと」の運営	消費者を対象に、静岡市の食の安全や食育、地産地消に関する情報を発信するウェブサイト「たべしずねっと」を管理・運営します。また、食の安全や食品表示の情報、「たべしずねっと」の新着情報などを掲載したメールマガジンを発行します。	12回		継続		食の安全対策推進連絡会事務局 健康づくり推進課 農業政策課
I-2 食の安全に関する意見交換を推進します	(1) 消費者・生産者・事業者の意見を施策に反映させるよう努めます	消費者グループや消費生活モニターによる意見交換会の実施	消費者グループと消費生活モニターによる意見交換会を実施します。	年1回		継続	消費生活センター	
		監視指導計画(案)の公表及び意見の募集	毎年度、食品の監視指導計画作成時に、ホームページなどで案を公表し、市民からの意見を募集します。	次年度監視指導計画(案)作成時にパブリックコメントを募集する		継続	食品衛生課	
		静岡市食の安全・安心意見交換会の開催	「静岡市食の安全・安心アクションプラン」について、生産者、消費者、学識経験者等で構成された「食の安全・安心意見交換会委員」からご意見をいただき、プランの策定や進行管理の参考とします。一般の方からの意見も募集します。	2回	1回		2回	食の安全対策推進連絡会事務局
	(2) リスクコミュニケーションを開催し、食の安全について意見交換を進めます	生涯学習施設でのリスクコミュニケーションの開催	生涯学習施設と連携して、市民に食の安全への理解を深めてもらい、意見交換を行うためのリスクコミュニケーションを実施します。	申込みに応じる実施率100%		継続		食の安全対策推進連絡会事務局 生涯学習推進課 生活衛生課
		市政出前講座「食べてもだいじょうぶ？」の開催	市民団体からの依頼で講座を開催し、食品の安全性について、市民が不安に感じていること、誤解の多いことを中心に「本当に気をつけることは何か」を解説します。	申込みに応じる実施率100%		継続		食の安全対策推進連絡会事務局
		フレッシュマタニティ教室での食の安全講座開催	各健康支援課と連携して、保健福祉センターで開催される妊婦教室の中で、栄養指導と合わせて食品の安全性に関する時間を設け、リスクコミュニケーションを行います。	開催予定に応じる実施率100%(H26年度27回)		継続		食の安全対策推進連絡会事務局 健康支援課
I-3 食品表示の適正化を推進します	(1) 食品表示の監視指導を実施します	食品販売店、製造業者への立ち入り時の表示チェック(名称変更)	食品販売店、製造業者への立ち入り時に表示のチェックを行い、食品表示の適正化を推進します。	随時実施		継続	食品衛生課	
		静岡県、静岡市消費生活センター等と食品表示の合同調査の実施(名称変更)	食品表示において、JAS法を所管する消費生活センター、食品衛生法を所管する当課と、県の職員が合同で施設の立ち入り検査を行います。	静岡県合同監視指導実施計画による立ち入り検査実施率100%(H26年度18件)		継続	食品衛生課 消費生活センター	
		国、県等からの不審・疑問表示の調査と広告の改善指導(名称変更)	JAS法、食品衛生法に係る食品表示違反、薬事法に係る無承認無許可医薬品の発見の通報に対して必要に応じて調査を実施し表示や広告などの改善、指導を実施します。	違反、通達、発見件数の100%処理		継続		食品衛生課 消費生活センター 生活衛生課

	(2) 食品表示モニターを委嘱します	食品表示モニターの委嘱	市民と協働して、食品表示の適正化を図ります。公募市民による日常生活での購買行動を通じた食品表示のモニタリングを行い、モニターからの情報・意見を集計し、必要に応じて事業者への調査、改善指導を行います。また、モニターからの疑問・質問に回答し、食品表示の正しい知識を身につけてもらいます。	27人委嘱	30人委嘱			食の安全対策推進連絡会事務局	
I-4 食の安心・安全に関する教育、啓発を推進します	(1) 食品の安心・安全に関する知識の普及に努めます	食生活改善推進員による地区活動	・乳幼児から高齢者を対象に地域で食を通じた健康づくりを推進する。 ・地域の特徴にあわせた事業や統一テーマによる取組を実施する。	生活習慣病予防事業、母と子の健康・貧血予防事業、高齢者の健康食生活事業の実施		継続		健康づくり推進課	
		保育所の食育研修	静岡市食育推進計画を基に、保育園と地域とが協働する食育について研究し実践計画を作成するグループと各保育園における食育活動を推進するための支援活動等を実施するグループがあり、情報交換等を行ない食育を普及します。	5回		継続		保育課	
		関係機関・団体と連携した食育推進	食のネットワークを活用した連携事業により食育を推進します。	食育月間普及啓発			継続		健康づくり推進課
		食育普及啓発事業	健全な心身と、豊かな人間性をはぐくみ、生活に誇り健康を保持するため、食育の普及啓発をします。	食生活改善普及運動 食育の日の普及啓発			継続		健康づくり推進課
		食育応援団登録制度	食に関する知識や経験を持つ企業・団体・個人に食育応援団として登録していただき、市民の食育の取り組みに協力します。	食育応援団の登録数、利用数の増加			継続		健康づくり推進課
		食の安全教室の開催	食品衛生課、生活衛生課、学校給食課、環境保健研究所が連携し、市内小中学校において、食中毒、栄養バランス、食品添加物等のテーマで授業を行います。	申込みに応じる実施率100% (H26年度58校)			継続		食の安全対策推進連絡会事務局 学校給食課 環境保健研究所 生活衛生課
		食の安全に関する講座の開催(名称変更)	消費生活センターと他の機関が連携し、食品表示講座等、食の安全に関する講座を開催します。	年2回			継続		消費生活センター
		食品添加物や細菌などの検査に関する市民講座の開催	静岡市科学館「るくる」等において小中学生を対象とした夏休み講座を開催します。また、市政出前講座などの市民講座も開催します。	講座内容のさらなる充実を目指す			継続		環境保健研究所
		講習会等による感染症の感染様式、予防方法についての正しい知識の普及	ノロウイルスやインフルエンザに関する講習会を社会福祉施設等で行います。	申込みに応じて開催			継続		保健予防課
		食育活動の推進	井川少年自然の家の利用団体及び主催事業のプログラムの中で「命をいただく活動」として、井川地区で養殖されたアマゴをさばいて、串焼きにして食べる活動を行っています。また、主催事業の中で、椎茸の菌打ちや、山菜の天ぷらを揚げて食べる事業を行っています。	あまごの串焼きづくり、椎茸の菌打ち体験、山菜の天ぷら教室、トウモロコシのもぎ取り体験、在来野菜の調理教室			継続		教育総務課
		野外炊飯活動の推進(名称変更)	炊飯活動を行う、小中学校及び主催事業参加者に、「食材料」「薪」「水」を大切に促して、炊飯を行うエコクッキングについて指導を行っています。	小中学校及び主催事業、オープンデーのプログラム			継続		教育総務課
		食の安心・安全に関する講座の開催(新規)	各生涯学習施設における事業として、食の安心・安全に関する講座を実施する。	各生涯学習施設にて、講座内容のさらなる充実を目指す			継続		生涯学習推進課
		(2) 生産者、食品等事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で「目に見える地産地消」の推進に努めます	地産地消を学ぶ講座の開催	各生涯学習施設における事業として、地元食材の活用についての理解を深める講座等を実施します。	各生涯学習施設にて、講座内容のさらなる充実を目指す			継続	
地産地消マップの紹介	市民(消費者)の地産産物物の利用促進を図るため、市ホームページ上に地産地消マップを掲載し、安全安心な地産産物を購入できる直売所や観光農園等を紹介します。		随時更新			継続		農業政策課	

	お茶の美味しい入れ方教室の開催	小学校における総合的学習の時間を利用して、お茶の入れ方を学ぶことを通じてお茶に対する味覚を育み、お茶を中心とした食育を図るとともに、本市基幹産物であるお茶の啓蒙・消費促進を図ります。	86校		継続	農業政策課
	農業体験教室の開催	市民・親子を対象に農業体験教室を実施し、市の特産物への興味や理解を深め、特産物の消費拡大を図ります。	3回(旬の食材を題材とした教室の開催)		継続	農業政策課
	ふるさと農カチャレンジ事業	農業者等が新規で行う6次産業化挑戦事業、新農産物開発事業及び朝市開催事業に対して補助金を交付し支援していくことで、農業や地域の活性化を図ります。	3団体		継続	農業政策課
	用宗漁港祭りの実施	釜揚げシラス試食・販売、模擬セリ、鮮魚販売・生シラス販売、魚を使用した丼販売、体験乗船を通して、地元産の海産物、漁業、漁法の理解、海から見た風景により「我がまち」の再確認に役立てます。	1回		継続	水産漁港課
	由比桜えびまつりの実施	桜えび、しらす、その他由比地場産品の即売、桜えびのかき揚げ、桜えびてんぷらそばの販売、イベントステージ、体験乗船などを実施します。	1回		継続	水産漁港課
	清水お魚ふれあい事業(名称変更)	地びき網漁業体験、しらす船びき網漁業見学を実施します。	2回(地引網漁体験、シラス漁の見学)		継続	水産漁港課
	産業フェア(水産ゾーン)の展示	釜揚げシラス販売、水産加工品の販売、その他水産物の販売・PRなどを実施します。	1回		継続	水産漁港課
	学校給食における地産地消の推進	学校給食における地場産品の活用推進を図ります。	毎月1回以上「ふるさと給食の日」を実施し、地場産物を積極的に活用する。年2回調査を実施		継続	学校給食課

II 食の安全の確保のための施策

体系	事業名	事業の概要	目標値(H26年度)	H27年度	H28年度	H29年度	担当課	
II-1 生産、調理、製造、加工段階における食の安全確保を強化します	(1) 環境にやさしい農業生産を推進します	エコファーマーの推進	350人		継続		農業政策課	
		グリーン農産物産地育成事業	10団体		継続		農業政策課	
	(2) 食品の調理、製造、加工段階における監視指導を行います	学校給食の食材の安全確保	安全な学校給食の実施に資するため、各施設で使用食材及び調理済み食品の定期検査を実施します。	①各施設10回程度実施。 ②市街地4センター:計39回実施予定		継続		学校給食課
		市内で調理、製造、加工した食品の製造業者等の監視指導の実施(名称変更)	各食品や施設のリスクをもとに年度ごと設定された監視指導計画に基づき、市内で食品を取り扱っている施設への立ち入り検査を行います。	監視指導計画に対する実施率95%以上 (「デパート、スーパーマーケット、流通センター等食品販売施設の監視指導の実施」と併せて平成26年度監視指導計画18500件)		継続		食品衛生課
		大規模食鳥処理場での検査	大規模食鳥処理場で、鶏肉の検査をします。また、鳥インフルエンザ防疫訓練も合わせて実施します。	監視指導計画に対する実施率95%以上 (H26年度監視指導計画件数500回/110万羽)		継続		食品衛生課
		保育園の給食巡回、指導(名称変更)	給食室内の衛生管理、事務等の支援を行います。	170回		継続		保育課
		イベント等の指導(新規)	市内行われるイベントについて、開催者に対し提供食品の事前相談、説明会、監視指導を必要に応じて行います。	開催者からの相談に対する実施率100%		継続		食品衛生課
	(3) 食品の検査を行います	市内で生産、調理、製造、加工した食品の取去検査の実施(名称変更)	各食品のリスクをもとに年度ごと設定された計画に基づき、市内で生産、調理、製造、加工している食品を事業者へ提供してもらい、細菌あるいは理化学検査を実施します。	監視指導計画に対する実施率95%以上 (「輸入食品や広域流通食品等の取去・買い上げ検査の実施」と併せて平成26年度監視指導計画739検体)		継続		食品衛生課
	(4) 食中毒の未然防止の周知・啓発を行います	保育園給食衛生研修会の開催(名称変更)	私立保育園の給食業務担当者を対象に衛生に関する研修を行う。	13回		継続		保育課
		学校給食衛生研修会「食中毒防止講習会」の開催	学校給食における食中毒の防止、衛生管理の徹底、調理従事者の衛生意識の向上を目的に、各施設の衛生責任者を対象とした研修会及び給食従事者を対象とした研修会を開催します。	年2回実施(4月、7月)		継続		学校給食課
		食品等事業者に対する衛生講習会の開催	食品等事業者の希望に応じて、食中毒予防、衛生管理などの講習をします。	申込みに応じる実施率95%		継続		食品衛生課
	(5) 自主衛生管理を進めます	HACCP常習者及び取得者からの相談と助言(名称変更)	HACCPを取り入れて食品を製造しようとしている、あるいは既にHACCPを取り入れて食品を製造している事業者への助言を実施します。(※HACCPの注釈を入れます)	相談に応じる対応100%(H26年度7回)		継続		食品衛生課
	食品衛生協会及び各食品衛生組合加盟事業者との連携	食品衛生協会及び各食品衛生組合加盟事業者との連携し、静岡市食品衛生推進員を委嘱し、自主衛生管理の推進を行います。	110人委嘱		継続		食品衛生課	
II-2 流通、販売段階における食の安全確保を強化します	(1) 食品の流通、販売段階における監視指導を行います	デパート、スーパーマーケット、流通センター等食品販売施設の監視指導の実施(名称変更)	監視指導計画に基づき大型店、スーパー、流通センターなど食品販売施設の監視指導を行います。	監視指導計画に対する実施率95%以上 (「市内で調理、製造、加工した食品の製造業者等の監視指導の実施」と併せて平成26年度監視指導計画18500件)		継続		食品衛生課
	(2) 食品の検査を行います	輸入食品や広域流通食品等の取去・買い上げ検査の実施(名称変更)	主に中央卸売市場において、輸入食品や広域流通食品を事業者へ提供してもらい、または買い上げ、細菌あるいは理化学検査を実施します。残留農薬の検査や容器包装に有害物質が含まれていないかどうかの検査も行います。	監視指導計画に対する実施率95%以上 (「市内で生産、調理、製造、加工した食品の取去検査の実施」と併せて平成26年度監視指導計画739検体)		継続		食品衛生課
		食品の放射性物質検査の実施(名称変更)	市内に流通する食品を事業者へ提供してもらい、食品など放射性物質について、設定された基準値に基づき検査を実施します。また、他都市の検査の結果に基づいて発せられた「出荷制限・採取制限」などの情報を念頭に、市場などの食品など出入荷状況の把握に努めます。	監視指導計画に対する実施率95%以上 (H26年度監視指導計画120検体)		継続		食品衛生課
		いわゆる健康食品の買い上げ検査の実施	健康食品を買い上げ、医薬品成分等が含まれていないか検査を依頼し確認します。	10検体		継続		生活衛生課

	(8) 中央卸売市場における食品の安全管理を進めます	卸売市場品質管理高度化マニュアルの推進	・品質管理実施状況を確認します。 ・品質管理高度化を推進するため必要な施設を改修します。 ・品質管理高度化の推進に伴う衛生措置に関する講習会を実施します。	各団体においてマニュアルに沿った品質管理を実施する。		継続	中央卸売市場
Ⅱ-3 調査・検査技術の充実を図ります	(1) 食品の安全性確保対策の基礎となる調査、検査技術の充実を図ります	食品衛生検査施設の業務管理要領(GLP)に則った検査の実施	規格基準が定められている食品及び添加物等の検査を実施します。	収去計画に基づいた検査の完全実施		継続	環境保健研究所
		適切な項目の検討や食の安全を確認する調査の実施	適切な項目の検討や食の安全を確認する調査を実施します。	新たな妥当性評価の実施		継続	環境保健研究所
Ⅱ-4 危機管理体制を充実させます	(1) 危機が発生した場合の被害拡大防止及び再発防止に努めます	飲食に起因する新たな危害が発生した場合、詳細で正確なデータの提供	食中毒調査が発生した際の保健所からの依頼に基づき試験検査及び結果を報告します。	食中毒疑い等による検査を迅速に実施し、詳細で正確な成績書を提供		継続	環境保健研究所
		食品に関する感染症発生時の拡大防止	腸管出血性大腸菌感染症および細菌性赤痢の発生届受理後に患者宅を訪問し、聞き取り調査を実施します。	事案発生時に速やかに対応		継続	保健予防課
		市民からの食品衛生に関する苦情・相談の対応	窓口、電話、電子メールによる食品の苦情・相談について対応します。	苦情・相談に対する対応100%		継続	食品衛生課